

青森県報

号外第六十三号

令和七年
七月三日
(木曜日)

目次

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)(事務局) …… 一
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任 …… 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任 …… 二
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時 …… 二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時 …… 三
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所 …… 三
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時 …… 三
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 …… 三

- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 …… 四
- 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 …… 四
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 …… 四
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 …… 四
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 …… 四

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

令和七年七月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和七年七月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 …… 二〇、六六六人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
二二九、一六一人

- 東津軽郡選挙区 五、七八〇人
- 西津軽郡選挙区 四、六五二人
- 南津軽郡選挙区 六、一六〇人
- 北津軽郡選挙区 六、九五五人
- 上北郡選挙区 二六、〇四七人
- 三戸郡選挙区 一七、五九九人
- 青森市選挙区 七六、六三二人
- 弘前市選挙区 四六、七一三人
- 八戸市選挙区 六一、八三一人
- 黒石市選挙区 八、八六六人
- 五所川原市選挙区 一七、五一一人
- 十和田市選挙区 一六、六四一人
- 三沢市選挙区 一〇、四七三人
- むつ市選挙区 一九、一四四人
- つがる市選挙区 八、四九七人
- 平川市選挙区 一〇、九三三人

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

令和七年七月二十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和七年七月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

選挙長	職務代理者
鶴岡真治	鶴岡真治

氏名	住所	氏名	住所
鶴岡真治	青森市	小島貢	三戸郡三戸町

青森県選挙管理委員会告示第五十号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和七年七月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

選挙分会長	選挙分会長職務代理者
氏名 住所	氏名 住所
築田真子 上北郡七戸町	山本智 南津軽郡大鰐町

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

令和七年七月二十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

令和七年七月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁議会棟三階選挙管理委員会室
二 日時 令和七年七月二十二日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

令和七年七月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁議会棟三階選挙管理委員会室

二 日時 令和七年七月二十二日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

令和七年七月二十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙長及び選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

令和七年七月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

場 所	青森県選挙管理委員会事務局	場 所	青森市長島一丁目の一
場 所		所 在 地	

ただし、令和七年七月三日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

青森県庁西棟八階八八九会議室

青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により、令和七年七月二十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを次のとおり行うので告示する。

令和七年七月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	令和七年七月三日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項及び公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第百三十条第一号の規定により、令和七年七月二十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙公報に掲載する順序を決めるくじを次のとおり行うので告示する。

令和七年七月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	令和七年七月四日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九條第六項及び公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第三十條第二号の規定により、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報に掲載する順序を決めるくじを次のとおり行うので告示する。

令和七年七月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	令和七年七月四日 午後七時

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五條第三項の規定により、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第三百三十四條の規定により告示する。

令和七年七月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	令和七年七月三日 午後六時三十分

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

令和七年七月二十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における公職選挙法

（昭和二十五年法律第百号）第九十四條の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第九十六條の規定により告示する。

令和七年七月三日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

制限額 三七、一三二、七〇〇円

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六條において準用する同法第六十二條第六項の規定により告示する。

令和七年七月三日

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長 鶴岡真治

- 一 場所 青森市長島一丁目の一
青森県選挙管理委員会事務局
- 二 日時 令和七年七月十七日 午後五時十分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六條において準用する同法第六十二條第六項の規定により告示する。

令和七年七月三日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 築田真子

- 一 場所 青森市長島一丁目の一
青森県選挙管理委員会事務局
- 二 日時 令和七年七月十七日 午後五時二十分

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭